

# 教育と文化

みんなで  
考えよう  
人権・同和問題  
No. 250

このコーナーは、隔月のシリーズで掲載しています。これを手がかりに、家庭で人権・同和問題について話し合ってみましょう。

## 『権利』と『義務』と『想像力』

『権利』は『義務』を果たしてから主張すべきではないでしょうか。これは、人権教育の現場で市民の皆さんから寄せられる意見です。果たしてそうなのでしょうか。日本国憲法が定める『国民の三大義務』を通して、権利と義務の関係を子どもの目線で考えてみましょう。

一つ目は『勤労の義務』です。まだ働くことができない子どもにも義務は果たせません。二つ目は『納税の義務』です。まだ働けない子どもにも課税されることはありません。三つ目は『教育の義務』です。ここで言う義務とは、大人が子どもに教育を受けさせる責任のことですから、そもそも子どもにも義務は発生しません。

このように義務を果たせない子どもには権利は与えられないのでしょうか。いいえ、

そんなことはありません。なぜなら、権利は日本国憲法ですべての人に保障されているからです。権利は義務を果たした人へのご褒美ではないのです。

一方で、権利には『責任』が伴うことを忘れてはいけません。みんなが身勝手に権利を主張すれば、権利を巡って争いになってしまいます。すべての人の権利を保障する日本国憲法は、争いの歴史の反省から生まれました。権利を奪う権利はありません。権利を行使する際には責任を持たなければいけないのです。

私たちが幸せになるための権利である『人権』についても同じことが言えます。自分の人権を主張することで、誰かの人権を傷つけることは許されません。相手を思いやる想像力が責任感につながり、人権のまちをつくる『創造力』になるのです。

## 郷土の文化財

伊万里の遺構シリーズ／埋葬遺構を中心として③

● 問合先 生涯学習課文化財係 ☎ 221262

### 午辰遺跡（大坪町）平成9・10年度調査

午辰遺跡では弥生時代の甕棺墓（甕を棺にした墓）14基や土壇墓（地面に穴を掘り、直接遺体を収めた墓、もしくは木の棺が使用されていたが朽ちて墓穴だけが残った墓）2基、石棺墓（石を並べて棺にした墓）13基を確認しました。これらの墓の大半は成人男性用のものですが、中には小児用あるいは女性用のものと考えられる小型の墓もありました。

ら約1800年前までの時期のものと考えられ、土壇墓は石棺墓よりやや前の時期のものと考えられます。2月号では、午辰遺跡の副葬品について紹介します。

一部の墓は写真のように集中して分布していました。また、石棺墓は小口を共有しているものや墓の側面に配置している側石が間隔を空けて配置されるなど、特殊な形態の石棺が見られる非常に興味深い状況を確認しました。

甕棺墓は約2200年前から約2100年前まで、石棺墓は約2100年前か



↑午辰遺跡の墓群の発掘状況